

Web 会議システムを利用した会議について

宮城県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、宮城県森林審議会規程（昭和26年宮城県告示第494号。以下「規程」という。）第10条の規定により、以下のとおり定めるものとする。

（Web 会議システム利用の可否）

第1 会長が必要と認めるときは、審議会の委員（以下「委員」という。）は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

（出席の取扱い）

第2 Web 会議システムによる出席は、規程第4条第2項及び第3項に規定する出席として取り扱うものとする。ただし、Web 会議システムを利用する委員は、映像及び音声の両方が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web 会議に出席する場合に確保すべき環境）

第3 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）

第4 Web 会議システムを利用する委員は、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により審議会が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

（その他）

第5 規程第8条第1項により置かれた部会のWeb 会議システムを利用した会議への出席については、第1から第4までの規定を準用する。